

下 総 第 1 1 1 0 号  
令和4年(2022年)8月26日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 香 川 昌 則 様  
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年2月7日付け監査報告第4号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 上下水道局 浄水課、経営管理課、下水道施設課 〕

### 浄水課について

#### 〔指摘事項〕

(1) 時間外勤務命令について、以下の事例が見受けられた。適正に勤務時間を管理されたい。

イ 平日の施設事故・故障対応（日和山浄水場1号配水池高色度対応）において、当該職員（8名）に休憩時間である正午から午後1時までの間に勤務を命じたが、これに伴う必要な休憩時間を与えていなかった。所管課の説明によれば、当該業務を命じた場合は、下関市上下水道局職員就業規則別表第1の「その他の職員」の休憩時間の規定により、午後1時から午後2時までの間に休憩時間を与えることになるものの、当日は業務の都合によりこれができなかったとのことであるが、労働基準法第34条の規定により休憩時間を与える必要があった。（浄水課）

#### （改善措置状況）

今回の指摘を受け、下関市上下水道局職員就業規則を一部改正（令和4年4月1日施行）し、突発事故対応時等のため休憩時間の一斉付与の例外規定を新設した（令和4年3月31日付け局内通知済）。

今後は、労働基準法及び下関市上下水道局職員就業規則の規定に基づき、職員に対し適正に休憩時間を付与するべく勤務時間の管理を徹底する。

### 経営管理課について

#### 〔指摘事項〕

(1) 支出予算の執行について、下関市上下水道局会計規程第158条の2ただし書に、執行伺書による管理者の決裁を省略し、支出負担行為伺兼支出命令書により執行できるものが定められているが、当該ただし書の規定に定められていないものが、執行伺書による決裁を省略し支出負担行為伺兼支出命令書により執行されていた。適正に事務処理されたい。（複数課）

#### （改善措置状況）

今回の指摘を受け、執行伺書による管理者の決裁を省略し、支出負担行為伺兼支出命令書により執行できるものについて、効率的かつ適正に事務処理できるよう「薬品費、燃料費及び手数料（それらのうち、債権者から請求があったときに債務が確定するものに限る。）」を追加し、下関市上下水道局会計規程を改正（令和4年4月1日施行）した。

また、事務処理については関係各所に周知し、再発防止に努める。

下水道施設課について

[指摘事項]

(2) 下関市上下水道局会計規程の規定による検査員等の任免手続において、以下の不備があった。所要の措置を講じられるとともに、チェックを強化され、適正に事務処理されたい。(下水道施設課)

ア 令和3年7月1日付けの人事異動に伴う検査員及び工事検査職員の任免手続を行っていなかった。また、これにより、検査員として任命されていない職員が検査を行い、不適正な検査のまま契約の代価が支払われていた事例が生じていた。

イ 物品取扱員として任命されていない職員が、購入した物品の受領を行っていた。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、任免が漏れていた職員については、令和3年12月16日付けで物品取扱員、検査員及び工事検査職員の任免手続を行った。

今後は、人事異動時の業務一覧及び任免状況一覧を作成・確認することで手続漏れを防止する(令和4年4月1日人事異動時対応済)。また、人事異動時の任免等対応依頼通知において任免等対象職員の要件を示すことにより、正しい制度理解が進むよう努める(令和4年3月28日付け通知対応済)。